

東海市職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年9月25日

東海市長 花 田 勝 重

東海市規則第33号

東海市職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則

東海市職員の給与の支給等に関する規則（昭和44年東海市規則第7号）の一部を次のように改正する。

第16条の3第2項第2号中「育児休業をし」の次に「、育児休業法第19条第1項に規定する部分休業（1日の勤務時間の全部について勤務しないこととなる場合のものに限る。）をし」を加える。

附 則

この規則は、令和7年10月1日から施行する。